

第 2 3 回  
青森県景観形成審議会  
議事録

平成 2 8 年 9 月 2 日 (金)

日 時：平成28年 9月2日（金） 午後1時30分から

場 所：ラ・プラス青い森4階ル・シエル

出席者：委員	笠神	誠一
委員	河村	信治
委員	木村	光徳
委員	工藤	淳子
委員	工藤	雅世
委員	熊谷	雄一
委員	佐藤	光輝
委員	篠崎	幸恵
委員	対馬	てみ
委員	宮腰	直幸

以上10名出席

議 事 屋外広告物の許可基準細分化について

**【事務局】**

すいません、ちょっと時間遅れましたけれども、只今から第23回青森県景観形成審議会を開催いたします。開催にあたりまして、青森県県土整備部都市計画課の川村よりご挨拶を申し上げます。

**【川村都市計画課長】**

都市計画課長の川村でございます。本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には青森県景観形成審議会の委員就任を快くお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。また、今年の6月に委員が改選されてから、今日が初めての審議会として委員の皆様にお集りいただきました。誠にありがとうございます。

さて本県には豊かで優れた自然、先人から受け継いだ歴史や文化遺産など、素晴らしい景観が数多くある。これらを次世代に引き継いでいかなければなりません。そのため良好な景観の保全に努める一方、魅力ある景観の創造にも取り組んでまいりたいと考えております。

青森県では青森県屋外広告物条例及び条例施行規則の改正について、平成23年度より委員の皆様からご意見をいただき検討してまいりました。昨年度から広告物の許可基準の細分化について検討しておりますが、今回の審議会においてはこれまでの検討結果に基づき、青森県屋外広告物条例施行規則改正案のパブリックコメントについて、事務局から報告を行いまして、その内容について委員の皆様からご意見、ご提言を賜りたいと考えております。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。本日は宜しく願いいたします。

**【事務局】**

今回委員の任期満了に伴う改選によりまして、委員に変動がございましたので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。なお、お名前及びお席につきましては、五十音順となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

青森県樹木医会 笠神誠一様でございます。

**【笠神委員】**

宜しくお願いします。

**【事務局】**

八戸工業高等専門学校 河村信治様でございます。

**【河村委員】**

宜しくお願いします。

**【事務局】**

青森大学 工藤雅世様でございます。

**【工藤雅世委員】**

宜しくお願い申し上げます。

**【事務局】**

青森県建築士会 工藤淳子様でございます。

**【工藤淳子委員】**

宜しくお願いします。

**【事務局】**

青森県屋外広告美術業協同組合 木村光徳様でございます。

**【木村委員】**

宜しくお願いします。

**【事務局】**

青森県議会議員 熊谷雄一様でございます。

**【熊谷委員】**

熊谷です、宜しくお願いいたします。

**【事務局】**

弘前大学 佐藤光輝様でございます。

**【佐藤委員】**

佐藤です。宜しくお願いします。

**【事務局】**

公共の色彩を考える会 篠崎幸恵様でございます。

**【篠崎委員】**

篠崎でございます。宜しくお願いいたします。

**【事務局】**

公募により委員に就任されました、対馬てみ様でございます。

**【対馬委員】**

対馬てみと申します。宜しくお願いします。

**【事務局】**

八戸工業大学 宮腰直幸様でございます。

**【宮腰委員】**

宮腰です。宜しくお願いいたします。

**【事務局】**

なお、本日は柗沢委員と鳴海委員が欠席となっております。本日の出席状況につきましては、委員12名のうち10名が出席されており、出席者の総数が半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

ここで本日配布しております資料の確認をさせていただきます。以前に資料については送付させていただいておりましたが、修正がございましたので本日再度配布させていただいている資料がございます。本日再度配布させている資料につきましては、委員名簿、席図、それと資料の3-1、資料の4が改めて配布されておりますので、申し訳ありませんけれども、それに関しましては、差し替えをお願いいたします。

再度資料全体について確認させていただきます。次第と委員名簿、席図がございませ

て、その他資料1としまして、青森県の景観形成審議会の担当する事務及び組織運営事項という1枚の紙、資料2-1としまして、屋外広告物規制のあらましというA4の冊子がございます。資料2-2としまして、屋外広告物の許可基準についてという資料でございます。

今回、本日配布しました資料で、資料3-1青森県屋外広告物条例施行規則の改正案という資料、その資料3-2としましてA3の折り込みになってございますが、県内近隣自治体の屋外広告物条例施行規則の比較表、それとこれも本日差し替えていただきます資料4として青森県屋外広告物条例施行規則改正案についてという資料、最後に資料5としてA3の折り込んでおります、ガイドラインによる効果的な景観誘導という資料となっております。

資料の過不足等ございませんでしょうか。ありがとうございました。今回は委員の改選後初めての審議会となりますので、改めて会長及び副会長の選任を行うこととなります。

青森県景観形成審議会の会長及び副会長につきましては、青森県附属機関に関する条例第4条によりまして、委員の互選によることとなっておりますが、前会長、前副会長とも退任されておりますので、今回両方とも新任となります。

事務局といたしましては、再任していただきました河村委員に会長、工藤淳子委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【事務局】

ありがとうございます。河村委員、工藤淳子委員宜しいでしょうか。

【河村委員、工藤淳子委員】

はい。

【事務局】

宜しく願いいたします。それでは、会長にご就任いただいた河村委員には会長席の方へ移動をお願いいたします。

早速でございますが、河村会長にご挨拶をお願いいたします。

【河村会長】

皆様、お忙しいところお集りいただき、どうも宜しく願いいたします。前月舘会長から、会長席を引き継ぐ形となりました。私青森に来て17年になります。景観に関しては、もともと地理出身で、地理から地域づくりに入って行って、その中でずっと景観という言葉とは付き合ってきたわけなんですけれども、景観というのは取っ付きやすいようで、しかしなかなか本丸に迫れないないというか、難しいところがあります。これは徐々に市民皆で作らなきゃいけない話なんですけれども、行政の立場でできることというのは、意識の向上だったり、限られた面でのコントロールだったりということになりますが、非常に難しさも感じておる次第です。

ただ今回改選された委員の方も含めて、本当にさまざまなご専門をお持ちの方が揃っ

ておられるので、皆様の力をお借りしてというと僭越ではございますけれども、何とか県の景観の向上に努力したいと思う次第でございますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

今日も早速かなり具体的な審議案件あるようでございますが、さらにこれまで月舘会長の前体制の中で扱われてきたガイドラインとか、長い資料がございます。こちらへん一気に消化していくのは結構難しいところもあるかもしれませんが、私も共々一生懸命勉強させていただきながら、頑張っていきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

#### 【事務局】

ありがとうございます。次に大規模行為部会議の委員の指名に入りたいと思っております。県の景観条例では大規模な建築物ですとか、工作物等の行為に関しましては、周辺の景観に大きな影響を与えますため、これらの行為に関する景観形成の基準を定めてございます。

一定の規模を超える行為につきましては、届け出を課してございまして、この基準に適合するかどうかを審査し、その可否を通知するところでございます。

基準に適合しない場合、その申請者に対して勧告または告知を行うこととなりますが、大規模部会は、県が行う告知の勧告に対しまして、内容を審査しまして、県に意見を述べるという事務を所掌してございます。

部会の委員は会長が指名することになってございますので、会長から指名を宜しくお願いいたします。

#### 【河村会長】

それでは、大規模行為部会の委員のご指名させていただきたいと存じます。前回委員だった仲間のうち4名が退任されております。ということで再任は私1人なんですけれども、当会長に就任いたしましたので、新たに5名の委員に大規模行為部会委員をお願いしたいと存じます。退任された4名に代わりまして、新たに工藤淳子さん、笠神さん、佐藤さん、宮腰さん、今日ご欠席ですけれども、椋沢さんをお願いしたいと存じます。宜しいでしょうか。

#### 【工藤淳子委員、笠神委員、佐藤委員、宮腰委員】

異議なし

#### 【河村会長】

それでは宜しくお願いいたします。

#### 【事務局】

ありがとうございます。それではこの後の進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が議長となりますので、河村会長宜しくお願いいたします。

#### 【河村会長】

それでは議長を務めさせていただきます。ご協力のほど宜しくお願いいたします。

まず最初に慣例により議事録署名委員2名を指名させていただきます。これについて

は笠神委員と宮腰委員にお願いしたいと存じますが、宜しいでしょうか。

【笠神委員、宮腰委員】

はい。

【河村会長】

それでは早速この審議に入ります。青森県屋外広告物条例施行規則の改正案のパブリックコメント案について、まずこれに事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(「資料2-1」及び「資料2-2」により、屋外広告物の現行の許可基準の説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございました。ここまでが現行です。これについて改正案を出していこうとする、その経緯について概略をご説明いただけますか。

【事務局】

(「資料3-1」により、青森県屋外広告物条例施行規則の改正案について説明 省略)

【河村会長】

ここまでの6、7、8、9というのは、前回の議論を踏まえてないと、わかりにくいかと思いますが、今までの流れに関してはご理解いただけましたでしょうか。少し長いので、もし途中でご質問等あれば挙手いただいて結構かと思しますので、新しい改正案について、いくつか細かい具体的なポイントが、資料3-1の6ページに示されている。そのさらに細かい議論の内容が、7、8、9と、さらに6ページの検討課題の①～⑥までについての、細かい改正案とパブリックコメント案とその理由についてこれから説明されてまいります。そちらに進めさせていただいて宜しいですか。疑問点ありましたらよろしくお願ひします。

では、続いてお願いいたします。

【事務局】

(引き続き、「資料3-1」青森県屋外広告物条例施行規則の改正案について説明 省略)

【河村会長】

継続で第22回ご出席の委員の方は、ここまでのご確認宜しかったでしょうか。もとの現行案に比べて、とにかくメリハリをつけて規制を強化するところ緩和するところを作っていくという主旨のもと、改正素案が最初に出されて、それを検討して今回のパブリックコメント案ということを確認したいということですね。

これから出てきます資料3-2というのは、それに当たって比較の資料として、他の自治体との比較を整理していただいたものだと思います。こちらの方の説明に入らせていただいて宜しいでしょうか。

【工藤淳子委員】

ひとつ宜しいでしょうか。許可地域が2つに分かれたのは非常に分かりやすくいいと思うんですが、この名称がですね、自然景観型許可地域と自然景観型許可地域以外の許可地域、これもう少し分かりやすくないものなんでしょうか。

【河村会長】

そこについては事務局いかがでしょうか。

【工藤淳子委員】

非常に許可、許可と2つ、1つの全体の棚の中に許可が2つあって、なお且つ最後まで聞かないとどちらのことを言っているのか分からないと思うんですよね。もう少し簡単に一般の許可地域とか、市街地の許可地域とかって、そういう大きい分かりやすい単語にはまとめられないものなんでしょうか。

【河村会長】

先ほどの資料3-1の8ページの意見と対応方針のところという対応するところもあるかと思いますが、、

【工藤淳子委員】

長すぎると思うんですけど、どうなんでしょう。

【河村会長】

長すぎてかえって分かりにくくなるということ。名称の問題かと思いますが、まだ検討の余地がありますか。

【事務局】

こちらの方、実は県の法規担当と検討を重ねた結果こういう名称に至ったので、なかなかこれから変えるというのは難しいんですけど、確かに分かりにくいというのは重々承知で、我々も最初は違う名称で、全く違う名称で、分かりやすいような、片方は自然景観、片方は市街地景観というような分かりやすいような形で県の法規担当にちょっと協議したんですけど、こういう形に。

【河村会長】

私も前回欠席していて乱暴な意見かもしれないんですけど、正式名称はこれとして、読み方としてもうちちょっとなんとか括弧つきとかできないものでしょうか。

【事務局】

今言われたとおり、確かにですね、最後まで聞かないと分からないというのは全くおっしゃるとおりで、なかなか理解できない。ただ結構今担当からも説明ありましたとおり、ちょっと法規の方とも詰めた状況ですけれども、再度できないかどうか検討はしたいと思います。

【工藤淳子委員】

資料3-2の方を事前に拝見しましたがけれども、そちらの方にはそんな長い地域区分はないんですよね。

【事務局】

他の自治体の例ですね。

【工藤淳子委員】

はい。

【事務局】

ちょっと取り寄せしたいと思います。



【河村会長】

ひとつご検討をお願いします。資料3-2の方のご説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3-2」により、県内及び近隣自治体の屋外広告物条例・施行規則の比較について説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございました。5枚の比較としての資料でございました。資料4引き続き。

【事務局】

資料4につきましては先ほど資料3-1でご説明した内容をまとめまして、パブリックコメントとしてこの資料4-1を公表いたします。内容については資料3-1をまとめたものですので、説明は省略させていただきます。

【河村会長】

ありがとうございました。今までの議論を踏まえて整理されたのが資料4のパブリックコメント案ということになりますが、ここまででご質問、ご意見等ございますでしょうか。結構具体的な盛り沢山の話ですので、大変かとは思いますが、これが市民の皆さんに諮られたうえで、改正等に影響されてまいります、その一歩手前のチェックとして。

基本的にはこれまでの主旨を踏まえて、一律の許可地域というところを2段階、強化するところと緩和するところ、それぞれのメリハリのつけ方についての議論でありました。ここへ来てまた大きく変えるということは、なかなか難しいかと思えますけれども、特に継続の委員の方々がお求めいただくかということになるかと思えますがいかがでしょうか。

特にご異論なければこの改正案のパブリックコメント案について、事務局より諮問された原案で宜しいかどうかお伺いしたいと思います。これで宜しいでしょうか。はい、それではご異論なければこれでパブリックコメントに決めさせていただきます。先ほどの件ですね、工藤委員からありました2分割の案が、市の示されている白地景観地域という言い方も、これもちょっと都市計画の専門家じゃないと分かりにくいような表記になっておりますが、通称でもいいんですけどね、もう少し見た目分かりやすいような工夫は必要なのかと、その点法的に正式名称としてということはいろいろご議論庁内で語っていたときもあるかと思うんですけども、何とかならないかとそのところはご議論、ご検討いただきたいと存じます。では宜しいでしょうか。

【篠崎委員】

すみません、資料3-1の21面目ですね。交差点での許可基準の上乗せ規制追加ということで、改正素案からパブリックコメント案ということで出ているんですけども、基本的なところでちょっとお伺いなんですけれども、この改正素案で出ていたものが、無くなったといいますか、そういう形になるんですね。

【河村会長】

ここについては、先ほどわりとスルーしてしまった部分かもしれません。宜しいです

か。資料3-1の21、スライド21です。改正素案の細かい高さの面とか、それから色彩、彩度、同じ以下というところが、理由としてはこの規制法というところに出ておりますが、申し訳ないですけど、ここに至るところをあらためてご説明いただけますでしょうか。

**【事務局】**

まず交差点での許可基準の上乗せ規制に関して、お配りしている資料4の4ページ目をお開きください。この資料4、4ページの(4)交差点での許可基準の上乗せ規制追加ということで、今回なぜこの交差点の上乗せ規制をいたしますかということなんですけれども、許可地域では交差点において屋外広告物が常時その内容を変化させるもの、付属照明が点滅するもの及び蛍光反射を伴う塗料材料等である場合、運転者の注意力を低下させるなど交通安全上の支障となるということから、これらのものに関しては規制するということです。

今回あくまでも自然景観というお話がありましたけれども、この交差点に関しましては、交通安全上の支障となるものの屋外広告物は設置しないということで、今までの説明の自然景観などはまた別なもので、交通安全上の規制でございます。

**【河村会長】**

資料21、今、篠崎委員の方からのご質問の内容は、この細かい数値な規制の部分が無くなったのが、どうしてかというご質問だと思います。前回でこら辺の議論というのは出たのでしょうか。その改正案とか、それに対しての質疑とかですね。あるいはちょっとそこらへんも踏まえて少し経緯をご説明いただければありがたいです。

**【篠崎委員】**

宜しいですか。といいますのも、今おっしゃった理由があるからこそその改正素案だったというふうに思っているんですね。パブリックコメント案の理由の2つ目の2行目の最後、近隣自治体との景観の連続性を図るとあるんですけれども、交差点部におけるこういった連続性を図るという意味が、理由として連続性を図るという意味がちょっと私は景観の通常使う連続性という意味と、ずっと入ってこなかったものですから、他の自治体との規制をするうえでも、青森だけ少しきついというのはどうかという、そういう理由なのかなとは思っているんですけれども。このへんの理由の表現と、今回のパブリックコメント案に変わっているものがすぐにずっと入ってこなかったものですから、改めてちょっとお伺いしたいなと思ひまして質問しました。

**【事務局】**

まずこの改正素案の1の高さ4m以下に関しましては、前回の改正素案では広告板、広告塔のみ高さ4m以下という規制を改正素案としておりました。県の法規担当と話をしましたところ、先ほど緑色のパンフレットでいろいろな広告物があるというご説明をしました。この中で広告板、広告塔だけではなくて、壁面利用広告物等もございます。そちらの方はその4m以下の規制を導入しなくてもいいのかというようなお話がありました。

確かにそちらの方を規制しなければ、そちらの壁面利用広告物の方にどんどんそうい

う交差点部の広告物が、規制をしたことによってそちらにしわ寄せがいくようなことが発生するということが確かにあります。

それからこの高さ4 m以下に関しましては、先ほど資料3-2でご説明したとおり、隣接自治体でこういう高さ広告板、広告塔に関して交差点部で高さ4 m以下で規制をしているということがございません。

それから2の色彩、彩度8以下、それから3表示内容に関しましても、先ほど資料3-2で隣接自治体の交差点での規制内容をご説明いたしました。同じように2の色彩、彩度8以下、3表示内容についても、隣接自治体でこういう規制をしていることがありませんので、今回このパブリックコメント案ではあくまでも運転手さん、ドライバーの注意力を低下させる、これはスマホをしながらの運転とかも禁止されておりますので、そういう広告、常時変わるような広告等を見ながら運転しますと、ドライバーの注意力が低下するというので、それらの交通安全上のことから、この内容を1発光装置、2広告物に付属している照明、それから3蛍光反射を伴う材料塗料を使用しないという形で、あくまでも交通安全上の目的で今回こういうパブリックコメント案に変更させていただいております。

【河村会長】

先ほどの3-2の比較資料だと4ページでしょうか。

【篠崎委員】

会長、宜しいでしょうか。

【河村会長】

どうぞ。

【篠崎委員】

只今の回答で今の交差点部に関しては資料3-2の7ページですね。7ページ、8ページであるんですけども、8ページの例えば宮城県では、色彩に関しては厳しい規制がされていたりします。おっしゃったようにこの屋外広告物の種類によって高さ規制をすることによって、他の種類のものにしわ寄せがいくとおっしゃるのは確かにそうかと思えます。

ただその時に、交差点部の信号の色彩に対する背景となる色の強さであるとか、そういったものによって実際に今現状でもわりと見誤るということがあります。特に距離の問題というより、輝度とか鮮やかさとかそういったところで見誤る可能性が高いので、この4 mというところが素案では出てきたと記憶しているんですね。

それを安全性を一番に考えるのであれば、近隣の自治体と習うというのものもあるかとは思いますが、青森県としてもっと踏み出してというのもありではないかなというふうに、ちょっと私は期待していた部分がございますので、これに関しては残念です。それから色彩の専門としましても、彩度8と一律しておりますが、宮城県は丁寧に色相によって彩度を変えています。これはなぜかといいますと、安全標識ですね、JISの安全色彩というのが決められているんですが、それによって安全標識の色は決められています。その時に赤とか黄色とかオレンジとか暖色系のものに関しましては、彩度が高

いんですね。それよりも低いということで8という彩度で宜しいかと思うんですが、他のグリーン系ですとか、ブルー系に関しましては彩度8自体が最高彩度ですので、標識と同じような色味になります。

ですので宮城県はそこをあえて色相を分けて最高彩度を設定してございます。やっぱりここには意味があると思いますので、青森県としても近隣の自治体に習うのであれば、やはりこのあたりも丁寧に拾っていただければいいかなというふうには思います。

**【河村会長】**

ありがとうございます。これに対して事務局お願いします。

**【事務局】**

今回のパブリックコメント案では、このような形として色彩、彩度等に関してはガイドラインの方に盛り込むことを検討しております。それと県の法規担当とのやりとりの中では、実際にそういう色彩、色相のお話もありましたけれども、そういうもので事故があった事例があるのかということをお求められたのは事実でして、そういうものを防ぐために実際警察等からの要望があるのか、事故の事例があるのかということも求められておりました。

実際その辺の今回施行令を改正するための立法的な根拠ですね、そういうものをもう一度精査したうえで、再度改正時には先生のおっしゃったような形での色彩、色相に関しては検討していきますけど、まず今回は直接ドライバーの注意力を低下させるもの、常時変化するとか、照明であるとか、蛍光反射に関しては上乘せ規制をさせて、先行させて規制させていただきまして、色彩、色相に関しては今後ガイドライン、それから今後事故等の事例、それから警察等からそういう要望があることを踏まえて、また改正等を今後検討していきたいと考えますので、そういう形で、ガイドラインの方では盛り込みたいと考えています。

**【篠崎委員】**

分かりました。他にもわりと期待していた内容がガイドラインに載せるということで書かれているものがありましたので、しばらくとしては法的なものはありませんが、ガイドラインの方になるべく強くしっかりと打ち出していただきたいと思います。

実際にこう載せたところで、届け出のところでチェックできるかというところ、特に屋外広告物は事前にチェックできるのかというところが他都市でも、非常に難しいというふう聞いております。

ですので実行性を考えるとやはり絵に描いた餅になってしまっているような自治体が多い中で、掲げた以上は実行していかなければと思いますので、そういう意味ではガイドラインにしっかりと書くというところでも宜しいかとは思いますが。

但しやはり一番怖いのは、他都市、近隣自治体に習うということですね。習うってことが、青森県がせっかく今まで考えてきて、検討してきたことがマイナスの方向に行ってしまうもったいないなと思います。積み重ねてきた時間もありますので、やはり一步先に行く東北の中でも青森県は景観すごい頑張っているよと言われるような、そんな方向に行くといいなと思いつつ、今後も宜しく願いいたします。

【河村会長】

篠崎委員宜しいですか。結構大事なところで、せっかく改正素案で出されていたのを前回の審議会では、これについての議論はあまり具体的にはされないまま、庁内の調整で詰めがダウンしたものとなってしまっていたと。

【篠崎委員】

印象としてはそんな感じで思っているんですけども。ここに書かれている理由が、ずとんと落ちるものであればいいんですけども、ちょっとそのあたりがもう少し説得力のある内容を理由で書かれないと、という気はしております。

【河村会長】

分かりました。そこら辺が理由のところも少しお考えいただきたいということと、このご意見をしっかり今回の議事に残していただきたい。それを次に繋げていただきたいと存じます。他いかがでしょうか。それでは先ほどご意見として大きなものとしては、工藤委員と篠崎委員からいただきました。そこら辺も考慮のうえここではそれではパブリックコメント案をお認めいただくということで宜しいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【河村会長】

ありがとうございます。もう1点ガイドラインについて、ここからの説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

資料5 ガイドラインについての概要

【河村会長】

ありがとうございます。すいません時間がだいぶ推してきておりますが、これも前回までの委員会で成果として屋外広告物のある程度景観要素的に捉えようということかと思えます。その中で勿論規制しつつ、ただネガティブな視点ではなく、利活用していく考え方が示されていることと思えますが、これに関してご質問等ございますでしょうか。ご質問、ご意見。

【佐藤委員】

ここには出ていないと思うんですけど、電子掲示板とかというのは、青森県はどういうふうな活用とか捉え方をされているのかということが少し気になりました。

今大体車で行くと、カーナビがナビゲーションしてくれますし、歩いててもスマホでグーグルマップとかを使って目的地に辿り着いたりとかできるので、街に文字看板みたいなものが果たしてどのくらい効果があって機能しているのか、どのくらいあるのか、というのが気になることがあります。

それから電子掲示板、これから多分動きのある広告情報というのがどんどん広告に出てくると思うんですけど、それをどう取り入れるのかとか、電子掲示板になるといらない時は消して無くしたりとかそういうこともできますし、そういった電子掲示板の活用の方針とか事例のようなものがあればお聞かせください。

**【河村会長】**

ありがとうございます。その辺は今までの議論の中でも出てきてはいない話なのでしようか。少しご説明お願いします。

**【事務局】**

電子掲示板に関しましては、昭和50年に屋外広告物条例ができたんですけれども、現在まで電光掲示板の規定はございました。ただ、今時代の変化に伴いまして、そういうデジタルサイネージとかが増えて、今後増えてきますので、今回の条例施行規則改正に関しましては、交差点部のみに関しまして、そういうデジタルサイネージのような動くような広告に関しては、やはり交差点に置くと、交通安全上ドライバーの注意力を低下させるということで、交通安全上危険だということで今回規制するということで改正を盛り込んでおります。

また今後動く広告ですね、デジタルサイネージのようなものに関しては今後県の中で検討していきまして、反映できるとすれば、今検討しているガイドラインとかに盛り込むような形で今後検討してまいりたいと思います。

**【河村会長】**

ありがとうございます。佐藤委員宜しいでしょうか。次なる活用については次なる課題ということになるでしょうか。他いかがでしょうか。最後になってまいりました。もしありましたらどんどん出していただきたいと存じます。

**【木村委員】**

ガイドラインについての質問ではないんですけど宜しいですか。

**【河村会長】**

他になれば最後ですから宜しくお願いします。

**【木村委員】**

新たに細分化された地図の詳細がデジタル化された地図というものを作る予定はあるのでしょうか。

**【事務局】**

現在は今パブリックコメント案で示しております、先ほど緑のパンフレットにもありましたような全県の地図の訂正のみを考えております。実際は都市計画区域内の用途地域等で区分されておりますので、現在屋外広告物の許可事務に関しましては、各市町村の担当課が担当しておりますので、そちらの方で都市計画図を把握しておりますので、実際の許可の時も、そういう新たに地図を作製しなくても、各市町村がお持ちの都市計画図で対応できると考えております。

**【木村委員】**

では実際に業者さんがその場所が許可地域なのか、以外の地域なのかというのを判断するためには、それぞれの自治体に出向いて確認しなければならないという認識で宜しかったでしょうか。

**【事務局】**

その通りです。

**【木村委員】**

その部分をですね、なんとかネット上で確認できるようなシステムがあれば非常に業者としては便利になるので検討していただければと思います。

**【事務局】**

全国の自治体のそういう状況を、先進的な状況等ありましたら、全国の状況を調べたいと考えています。

**【木村委員】**

宜しくお願いします。

**【河村会長】**

他宜しいでしょうか。それでは大分今回4点程いろいろ今後に繋がる或いは今後検討を続けていただきたいご意見はいただいております。そこら辺を踏まえたうえで今後青森県の屋外広告物条例施行規則の改正案のパブリックコメントを進めていただくよう事務局に申し述べることで宜しいでしょうか。ありがとうございます。

では宜しくお願いいたします。なかなか盛り沢山でこちらのつたない進行で少々時間オーバーでございますが、以上で本日予定した件については終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

**【事務局】**

長時間に亘りますご討議、大変ありがとうございました。これをもちまして第23回青森県景観形成審議会を終了いたします。どうもご苦勞さまでございました。